

山口県レジ袋収益金環境保全活動助成金交付要綱

1 目的

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会(以下「協議会」という。)の「環境保全活動基金」を活用して、容器包装廃棄物の削減等、環境保全に関する各種活動を行う県民活動団体に助成することにより、地域の環境保全の推進に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

助成事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす県民活動団体(法人を含む。)とする。

- (1) 山口県内に住所又は活動の本拠地を有すること。
- (2) 一定の規約等を有し、かつ、自主的に運営されていること。
- (3) 堅実な活動実績があること。
- (4) 明確な会計経理を実施していること。
- (5) 政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 営利を目的としない活動であること。

3 助成対象活動

助成金の対象となる活動は、環境保全に関する次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 河川や海岸等の清掃に係る活動。
- (2) 容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進に向けた普及啓発に係る活動。
- (3) その他、上記(1)、(2)、(3)に準ずる内容で協議会が認めるもの。

4 助成対象経費等

- (1) 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。
- (2) 助成率は、助成対象経費の10/10以内とする。
- (3) 助成限度額は、原則、1団体当たり30千円以内とする。
- (4) 助成対象となる活動には、行政機関からの補助金・委託金その他の助成を受けていないこと。

5 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、「助成金交付申請書」(別記様式1)を山口県容器包装廃棄物削減推進協議会事務局(山口県廃棄物・リサイクル対策課内に設置。以下「事務局」という。)に提出しなければならない。

6 助成金の交付決定(審査)及び交付

- (1) 事務局は、助成金交付申請書を受理したときは、レジ袋収益金活用部会員からなる審査会で審査の上、助成金の交付を決定し、結果を当該申請団体に通知するとともに、山口県ホームページで公表するものとする。
- (2) なお、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

7 活動内容の変更又は取りやめの場合の手続き

- (1) 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、その決定を受けた活動(以下「助成活動」という。)内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」(別記様式2)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。
ただし、助成対象経費の内訳額の寡少変更等軽微な変更であって、助成額の増加を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 助成団体は、助成活動を取りやめようとするときは、「取りやめ届出書」(別記様式3)を事務局に提出しなければならない。

8 実績報告等

助成団体は、事業の完了日から起算して30日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日までに「実施報告書」(別記様式4)を事務局に提出しなければならない。

9 助成金額の確定

事務局は、実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、書面により助成団体に通知するものとする。また、事務局は、実施報告書の内容を山口県ホームページで公表するものとする。

10 助成金の請求

- (1) 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金請求書」(別記様式5)を事務局に提出しなければならない。
- (2) 事務局は、活動遂行上必要があると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内で概算払いにより助成金を交付することができる。

11 助成金の他用途使用の禁止

助成団体は、助成金を助成活動以外の用途に使用してはならない。

12 再委託の禁止

助成団体は、あらかじめ承認を受けた場合を除き、助成活動の全部又は一部を他の者に委託してはならない。

13 関係書類の整備

助成団体は、当該事業に関わる収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備するとともに、実施報告書を提出してから1年間は保管しておかなければならない。

14 調査等

事務局は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成団体に対し報告を求め、又は事務局職員に帳簿その他の関係書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問若しくは指示をさせることができる。

15 助成金の交付決定の取り消し等

事務局は、助成団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 助成活動の実施方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 助成活動を取りやめたとき。

16 助成金の返還

- (1) 事務局は、15の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、概算払いにより交付された助成金のうち当該取り消しに係るものについて、助成団体に対して返還を請求するものとする。
- (2) 助成団体は、概算払いより交付された助成金について、助成活動に要した経費が助成金の確定額に満たなかった場合、その差額を返還しなければならない。

17 その他

- (1) 助成活動の実施に伴う行政機関、土地所有者等との調整は、助成団体が行うものとする。
- (2) 助成団体は、事業内容等について、必要に応じて事務局と十分協議すること。

附則

本要綱は平成25年2月8日から適用する。

附則

本要綱は平成26年3月19日から適用する。

附則

本要綱は令和4年5月18日から適用する。

附則

本要綱は令和8年2月26日から適用する。

別 表

助成対象経費	具 体 例
一 消耗品費	助成活動に係る消耗品の購入費用(軍手、マスク、飲み物、回収袋等)
二 備品費	助成活動に必要な備品等の購入費用(バケツ、トング、ほうき等)
三 処理費	廃棄物の収集、運搬、処分費用
四 印刷費	参加案内ちらし
五 保険料	助成活動に伴う傷害保険料
六 普及啓発費	容器包装廃棄物削減等の環境保全への普及啓発経費で、特に必要と認められたもの(啓発資材の作成費等)
七 その他	一～六に掲げる経費以外で助成活動に必要なと認めた経費